



平成 25 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名： エヌアイシ・オートテック株式会社
 代表者名： 代表取締役社長 西川 浩司
 (JASDAQ・コード5742)
 問合せ先： 執行役員管理部長 藤井 透
 電話番号： 076-425-0738

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 22 日開催予定の当社第 42 期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 当社は、平成 25 年 1 月 11 日開催の取締役会において、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき普通株式 100 株の割合で株式分割を行うとともに、発行可能株式総数を 200,000 株から 20,000,000 株に変更し、現行定款第 6 条（単元株式数）を新設して 1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨の定款変更決議をいたしました。これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を明確にするため、変更案第 7 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

(2) その他、上記条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
第 7 条 （条文省略）	<u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 52 条	第 8 条 （現行どおり） 第 53 条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 22 日 (土曜日)
 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 22 日 (土曜日)

以 上